全国に活動家が

働くものの力を示した

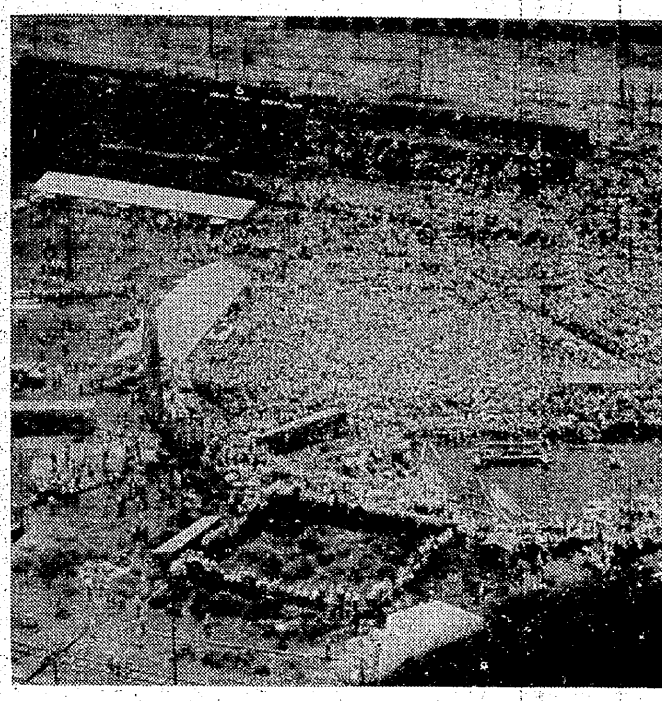

司会　日産自動車、王子闘争などこれまでも長期にわたつた闘争はいくらでもあつたが、それにもかかわらず三池ほど全国の支援が集つたことはありません。これほど全国的にひろまつたのはどうしてか、皆さんはどう考えられますか。

真方　総評系の各組合が闘争の本質を理解し、国民に情宣したためだろうと思いますが、例えばフランス・イタリーなどでは国民みんなが労働組合の動きをよく理解しているといわれています。今日はゼネストだという日には、非常に理解があつて不平もあまり出ない、日本はまだまだそこまではいつていません。そういう点では革新政党にしつかり頑張つて貰わねばなりませんが、何といつても安保闘争や三池闘争を通じて労働運動がどういうものか理解されていつたと思います。

困難をのりこえ立上る

長島　確にそうですね。ただ、問題なのは総労働・総資本の闘いということが抽象的には説明されても、同じ企業においても職制から三池炭鉱は組合が強すぎるからこういう状態になつたのだと盛んに宣伝されていました。独占資本としてはもつと合理化して、労働組合を骨抜きにし利益をむさぼろうとする本質があります。そのため、日本の労働組合で一番強い三鉱労組に攻撃を向けてきた、これをもつと理解したなら闘いへの協力態勢は一段とすごかつたんじゃないかと思います。その点については、三鉱労組が悪いんではなく、関連産業労組の教宣などが足らなかつたと思います。

三鉱労組と職場交流を行なつてきた職場ではよく理解されたが職制から三鉱労組と切離そうとするところでは、何か闘いを第三者的な見方で眺めていたということは事実ではないかな。だが、そういう困難を乗りこえて闘つたことに意義があると思います。

とにかく、どんなあつ旋案が出るかが大きな問題ですが、労働基本権を認めないようなあつ旋案は絶対に許さないという態勢とかまえをつくりあげることが必要ですね。これまでたたかつてきた私たちとして、変なあつせん案は絶対に認められませんよ。

風斗　どこかの社長が三井鉱山の栗木に「あんたは悪いことをいつした」といつたそうです。栗木が聞くと「あんたは全国に職場活動家をふやしていつた」といつたそうです。結局、組合活動家の首を切ろうとして、たくさんの組合活動家をつくつたわけです。

藤枝　全国的に職場活動家がふえたことは確かにいえますね。

安保と三池一体に

芝尾　三川にこられたオルグの方から聞いたのですが、オルグに出す場合にはその人週で困られるそうですが、オルグから帰つた人はみんなとても活動されるということでした。

堀上　何といつても労働基本権を侵すようなあつせん案が出た場合にはどうすべきか、これを関連産業の組合員にもハツキリさせなければならないと思います。

藤枝　白紙委任ということで斡旋に応じているのではないが、組合で納得されないあつせん案を出させないようにしなければなりませんね。あつせんに対するみんなの関心は非常に強いようですね。

将来へ禍根を残すな

平畑　あつせん案が労働基本権を侵害するようなものであれば、けつてゆかなければならないと思います。一労組の闘いではないということですね。さきにもいわれたように、東芝にも合理化がくるように、あらゆる産業に合理化がくることがいわれましたが、そういう点を考えた場合に、労働基本権をふみにじられるということは将来の労働運動に大きな禍根を残すことになります。

労働者の力の前に政府斡旋のり出し

司会　岸内閣当時の松野労相は、政府がいま三池争議に乗り出すべきではないといつていましたが、池田内閣になつたとたん乗り出して来ました。この背景には十万人の大集会、二万人をこえる大量オルグの結集などにみられた労働者の大きな力があつたと思います。

藤内　それにしても労働基本権が認められない場合は肚をかまえてかからなければ、労働組合は大変なことになりますね。

真方　総選挙もあるし、こんどの保守政権を維持するためにも和解作戦をとつてきた、そしてこんどの保守政権の長命を願つたと思います。

それと同時に、十万人動員、二万人以上にのぼるビケなど、労働者の連帯意識が高まつてきたので、やはりこの辺で手を打つた方が、彼らに一番いいんじゃないかと考えたと見ています。

中労委は果して中立か

そういう点でわれわれは一人一人が労働基本権を守るために、闘うという決意を持つていると思いますし、闘う覚悟をしています。

前田　そこまでなると日本の労働組合は組織をあげて、それこそゼネスト体制で闘かわなければならないときです。この点はハツキリ認識して闘わなければならないと考えます。

風斗　白紙委任をしているのではありませんが、労働基本権だけは絶対守らなければならないというかまえを強めて、いくら仲人さんに任せてあるとはいえ、家庭を不幸にするような嫁さんをつれてこられては断わらなければなりませんね。

平畑　池田内閣は選挙管理内閣だということが一つ、それから十万人の大集会、二万人以上の大動員など、こういうことが直ちに出来る体制があること、この力が基本ではなかろうかと思います。

それは安保闘争の盛り上がりと結びついて高まつてきたのですが、あつせん案が有利なものが出るかどうかですが、われわれはもちろん有利なばかりだとは考えていません。それは警察を考えると分かります。われわれは小さいときから警察は中立だと教えられてきました。が、結果的にはああいうふうになつています。

それから今までの中山・藤林斡旋案を見ても、われわれに有利だとは考えられません。中労委は本質的には政府の出先機関的なものです。われわれの権利を守るのが本当ですが残念ながら資本主義の下ではそれが通らないということですね。

石丸　私たちも、闘いはここからだと思つています。決して気安めの気持はもつていません。そして、中労委のあつせんを有利にするための努力をしています。

権力の座おびやかされる

真方　私たちもそう思いますが、私はつぎのように考えます。なぜ斡旋にふみきらざるを得なかつたかというと、流血の惨という事が世論に大きな波紋を及ぼした。安保闘争で樺さん、三池闘争で久保さんがころされた人間の死というものが非常に深刻に考えられた。これが自分たちの政権・権力の座をおびやかされる、また「三池を守る会」はますますふくれ上つている。

藤内　大地評傘下各組合の動きがにぶいということは、一時権にありましたね。

だが、首切りだけはねつぱねなければならないということは、みんながピケに参加して十分確信をもちました。

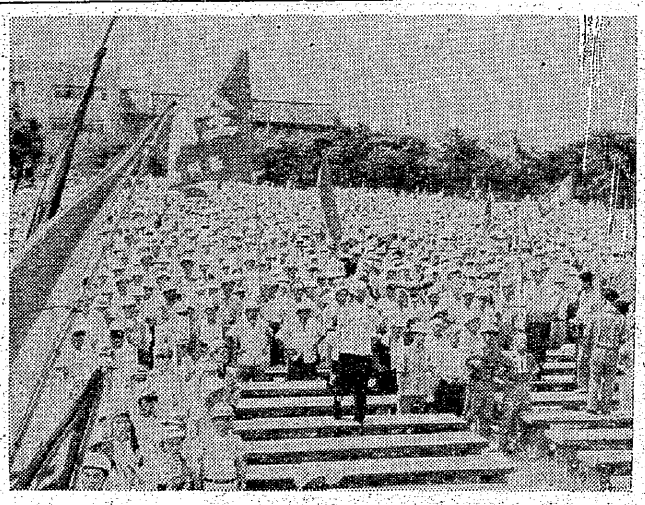

再会を約して解団式（笹林公園）

偉大な主婦の力

藤枝　私は三鉱労組がこれほど闘かえたということは、もちろん先ほどから述べられたように総評の支援をはじめ、国内の労働者の理解があつたことはいうまでもありませんが、もつと身近かに主婦会の人たちが闘いの決意を肚の中におさめていたからだと思います。

というのは、男がどんなに闘かおうと思つても、女がしつかりしていなければ闘かえません。主婦会の活動を無視しては論じられません。

そうすると、私たちがこんど三鉱労組の支援というよりも共闘をすすめる場合に、われわれ自身の主婦会・家庭を早く組織する、または理論的な学習活動をすすめることが大切だと思つています。

風斗　確かに協力体制はあつたものの、三鉱の主体性があつたからこそ、ここまできたと思いますね。

前田　社宅に入つて一番先に感じることは、奥さんたちに悲壮感がないこと。これには感動した。

藤枝　私は三鉱労組がこれほど闘かえたということは、もちろん先ほどから述べられたように総評の支援をはじめ、国内の労働者の理解があつたことはいうまでもありませんが、もつと身近かに主婦会の人たちが闘いの決意を肚の中におさめていたからだと思います。

というのは、男がどんなに闘かおうと思つても、女がしつかりしていなければ闘かえません。主婦会の活動を無視しては論じられません。

そうすると、私たちがこんど三鉱労組の支援というよりも共闘をすすめる場合に、われわれ自身の主婦会・家庭を早く組織する、または理論的な学習活動をすすめることが大切だと思つています。

風斗　確かに協力体制はあつたものの、三鉱の主体性があつたからこそ、ここまできたと思いますね。

前田　社宅に入つて一番先に感じることは、奥さんたちに悲壮感がないこと。これには感動した。

生産と人命無視

指名解雇ゆずらぬ会社側

三井三池の闘いは、二十五日になつて会社側が中労委のあつせん申し入れを受諾したため、現地〝現状〟で凍結したままあつせんに入つた。しかし会社側は「あくまで指名解雇は実現する」「あつせん案がのめない時は重大決意をする」と言つている。したがつて全面解決までにはなお長い日時を要するものと考えられるが、これについて学芸大学助教授星野安三郎氏（「三池問題文化人懇談会」代表として先ごろ現地をおとずれた）は次のように語つている。

【星野安三郎氏談】会社が〝生産阻害者〟だといつてクビを切ろうとしている人々は、職場に人権をうちたて、危い鉱山労働から生命を守ろうとした人びとだつた。この人たちが活動するようになつてからヤマの事故は大変少なくなつたという。

もしあの一万人の警官が二万人の組合員の中に乱入したら、せまい所だけに百人は死んだろうと現地では言つている。それをあえて行することになる。

はじめ組合は無装備で平和的なピケをはつていたのに第二組合や暴力団が襲いかかり、死者さえ出す状態だつた。そしてつぎは警官自身が襲いかかつてきた。これに対して組合員がヘルメットやこん棒で、自分たちの生命や権利を守るのは当然である。

ほんらい人民は武装する権利をもつているのだ。アメリカの民主主義でも人民が武器を携帯する権利を認めている。国民が警官の武装を認め、彼らに防衛をゆだねたのは、警官が労働者の安全を守つてくれることを約束していたからだ。われわれは人権を無視する政府や不当労働行為をやる資本家には、それらを守ることを要求できるのである（七月二十五日、三池要求貫徹中央集会での講演から）

大衆弾圧の口実つくる

公安條例に合憲の判決

最高裁大法廷は田中裁判長係りで二十日、東京都、広島市、静岡県、三公安条例違反事件について統一解釈ともいうべき「公安条例は合憲である」という判決をだした。四月の口頭弁論以来弁護側は「各条例は憲法二十一条に違反するばかりでなく、勤労者の団結権、団交権、その他の団体行動をする権利はこれを保障するという憲法二十八条にも違反する」と主張して違憲性を追及してきたが、最高裁判決は「都条例は許可を義務づけており、不許可は例外なのだから届出制と同じだ」、「不許可になつた場合の救済手段がなくても違憲ではない」として(1)規制の対象(2)許可基準(3)救済規定について原判決が違憲性を指摘したにもかかわらずこの点をぼかしてしまつた公安条例をめぐる合憲、違憲の論争は「公共の福祉」と「憲法上の基本的人権」の闘いでもあつた。

これは、岸政府と自民党が計画した〝デモ禁止法〟にもつながり、アメリカ占領軍の二・一ゼスト中止命令、マーカット覚書、マッカーサーの吉田首相宛書簡などのばく然とした「公共の福祉」を楯に基本的人権の制限を要求した動きに合わされていたのである。今度の判決で最高裁は砂川判決について再び反動性と権力への審大ぶりを世に明らかにしたのである。